

○仙台市空家等の適切な管理に関する条例

平成二五年一月一七日

仙台市条例第五七号

(目的)

第一条 この条例は、空家等の適切な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全並びに防災及び防犯に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法に定めるところによる。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、空家等の適切な管理の促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第四条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が特定空家等にならないよう適切にこれを管理しなければならない。

(市民の協力)

第五条 市民は、第三条第一項の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、空家等が特定空家等であると疑うに足る事実があるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(公表)

第六条 市長は、当該特定空家等の所有者等が法第二十二条第三項の規定による命令に従わないときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 当該命令の対象となった特定空家等の所在地
- 三 当該命令の内容
- 四 その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象とな

る所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(応急措置)

第七条 市長は、空家等（その敷地を除く。）の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(支援)

第八条 市長は、空家等の適切な管理が促進されるよう、空家等の所有者等に対し、必要な支援を行うことができる。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第九条 市長は、第六条の規定による公表又は法第二十二条第三項の規定による命令若しくは代執行をしようとするときは、当該特定空家等の状態について専門的な見地から客観的に判断するため、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、空家等の適切な管理の促進のため必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との連携)

第十条 市長は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該空家等の存する区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この条例は、市長の定める日から施行する。

附 則(令五、一〇・改正)

この条例は、市長が定める日から施行する。